

ひとり親家庭・多子世帯等自立応援プロジェクト (施策の方向性)

1. はじめに

- 経済的に厳しい状況に置かれたひとり親家庭・多子世帯等の自立を応援するため、支援を必要とする家庭に対し、行政の支援が確実につながる仕組みを整えるとともに、子育て、教育、生活、就業、住居、経済面などについて、支援の一層の充実を図る必要がある。
- また、経済的な困難が児童虐待と密接に関わっている場合もあることから、児童虐待防止対策と子供の貧困対策を同時に進めていくことが求められている。
- こうした中で、関係府省において、ひとり親家庭・多子世帯等の自立を支援するための施策について、充実策の方向性を検討した。
- 今後、財源確保も含め、充実策の具体化に向けた検討を更に進め、平成27年末に政策パッケージを策定することとする。

2. 支援策の充実の考え方

(1) 支援につながる

- ひとり親家庭支援については、現在でも、子育て・生活支援、就業支援、養育費の確保及び経済的支援を柱とする様々な支援策が講じられているが、①どこの窓口でどのような支援が受けられるか知られていない、②支援策が必ずしも十分に活用されていない、③個々の家庭の抱える課題に対応した適切な支援に導けるような質の高い相談が必要といった課題がある。
- このため、支援を必要とする家庭に、行政の支援が確実につながる仕組みを整えるとともに、窓口における相談支援の水準の向上を図る必要がある。

【施策の方向性】

①相談窓口のワンストップ化の推進

支援を必要とするひとり親が行政の相談窓口確実につながるよう、相談窓口に関する分かりやすい情報提供やスマートフォンで検索できる支援情報ポータルサイトの活用等による相談窓口への誘導の強化を行いつつ、ひとり親家庭の相談窓口において、子育て・教育・生活に関する内容から就業に関する内容まで、ワンストップで寄り添い型支援を行うことができる体制を整備するとともに、携帯メールを活用した双方向型の支援の実施、児童扶養手当の現況届の時期（毎年8月）等における集中的な相談体制の整備等を行う。

また、そもそも多くの悩みや困難を抱えているひとり親家庭はなかなか相談窓口まで来られないことから、潜在的な支援ニーズの把握に努めるとともに、どこの窓口で受けた相談であっても、着実に必要な支援につなげる仕組みも整える。

②自治体の窓口における相談の水準の向上

ひとり親家庭が地域の相談窓口でより効果的な支援を受けられるよう、相談支援の質を標準化するためのアセスメントシートの開発や母子・父子自立支援員等の活動マニュアルの作成等により、自治体の窓口における相談の水準の向上を図る。

③生活困窮者自立支援制度の着実な実施とひとり親施策との連携の推進

対象者の状況に応じて、生活困窮者自立支援制度とひとり親家庭向けの施策を組み合わせ、より効果的な支援を行うため、まずは両制度を紹介したパンフレットの作成や支援相談の窓口が連携した好事例の収集等を行う。

(K P I)

- ・ 平成 31 年度までに、母子・父子自立支援員の相談件数を年間 150 万件とする。(平成 25 年度 75 万件) (①～③共通)

(2) 生活を応援

- ひとり親家庭の親は、子育てと生計の維持を 1 人で担っており、生活面や経済面で様々な困難を抱えているケースが多いことから、きめ細かな支援が必要である。
- また、ひとり親家庭の生活の安定と自立の促進の観点から、養育費の取決めの促進を図るとともに、経済的支援の充実を図る必要がある。

【施策の方向性】

①家事援助・保育サービスの充実

ひとり親家庭の親が安心して子育てをしながら働くことができる環境を整備するため、ひとり親家庭に対する家事援助・保育サービスの充実を図る。

(K P I)

- ・ 平成 31 年度までに、日常生活支援事業の利用者数を年間 1 万人とする。(平成 25 年度 4608 人)

②ひとり親家庭の生活・学習支援の実施（子供の居場所づくり）

ひとり親家庭の子供の生活の向上を図るため、学童保育等の終了後の居場所の提供、学習支援、食事の提供等により、ひとり親家庭の子供の生活・学習支援（居場所づくり）を行う。

(K P I)

- ・ 平成 31 年度までに、ひとり親家庭の子供の生活・学習支援を年間延べ 50 万人分提供する。

③ショートステイ・トワイライトステイの充実

ひとり親家庭の親が安心して子育てをしながら働くことができる環境を整備するため、短期入所生活援助（ショートステイ）事業、夜間養護等（トワイライトステイ）の充実を図る。

(K P I)

- ・ 平成 31 年度までにショートステイの利用人数を年間延べ 16 万人（平成 26 年度延べ 7 万人）、トワイライトステイの利用人数を年間延べ 14 万人（平成 26 年度延べ 5 万人）とする。

④母子生活支援施設の活用

母子生活支援施設において、子供の生活・学習支援事業やショートステイ・トワイライトステイを実施するなど、母子生活支援施設をひとり親家庭の支援拠点として活用する。

(KPI)

- ・ 平成 31 年度までに、ひとり親家庭の支援拠点として活用されている母子生活支援施設数を 100 施設とする。

⑤児童家庭支援センターの活用

児童家庭支援センターの相談体制の強化について、「児童虐待防止対策のあり方に関する専門委員会」での議論を踏まえ、検討する。

(KPI)

- ・ 平成 31 年度までに、児童家庭支援センターの箇所数を 340 カ所とする。(平成 26 年度 104 カ所)

⑥ひとり親家庭の生活安定・自立促進

ひとり親家庭について、養育費の確保の支援を図るとともに、児童扶養手当の生活安定・自立促進の機能のあり方を再点検し、その結果を踏まえつつ、財源確保策と併せて、児童扶養手当の機能の充実について検討する。

養育費の取決めの促進を図るため、養育費の相談支援の強化、パンフレット・合意書ひな形の作成及び離婚届書との同時交付等の取組を行う。また、養育費の履行を確保するため、財産開示制度等に係る所要の民事執行法の改正を検討する。

(KPI)

- ・ 平成 31 年度までに、弁護士による養育費相談をすべての都道府県・政令市・中核市（112 カ所）で実施する。また、取決促進に効果的な取組を全市区町村で実施する。
- ・ 離婚届書のチェック欄（養育費の分担について「取決めをしている」との欄）にチェックするものの割合を 70%にする。

⑦母子父子寡婦福祉資金貸付金の見直し（利率のあり方等）

ひとり親家庭に保証人がいない場合でも借りやすい仕組みとするため、貸付金の利率（現行年利 1.5%）のあり方等について検討する。

⑧生活福祉資金貸付制度の見直し（多子世帯等への教育支援資金等）

母子父子寡婦福祉資金（修学資金）の見直しに伴う生活福祉資金（多子世帯等への教育支援資金等）の見直しについて検討する。

(3) 学びを応援

- 貧困の連鎖を防止するため、教育費負担の軽減や学習支援により、ひとり親家庭の子供が、親の経済状況にかかわらず学習できる機会を確保するとともに、親の学び直しを支援することも必要である。

【施策の方向性】

①ひとり親家庭の子供等の学習支援

ひとり親家庭の就労を含む自立につなげるため、ひとり親家庭の子供の高等学校卒業程度認定試験の合格支援を図る。

(K P I)

- ・ 平成 31 年度までに、ひとり親家庭の子供の生活・学習支援を年間延べ 50 万人分提供する。(再掲)

②生活困窮世帯等の子どもの学習支援

貧困の連鎖を防止するためには、生活困窮世帯等の子どもの学習支援を行うことが重要であり、その充実（高校生に対する中退防止の取組強化、家庭訪問の強化による生活困窮世帯等の自立促進）を図る。

(K P I)

- ・ 平成 31 年度までに、生活困窮世帯等の子どもの学習支援を年間 3 万人(実人数)に提供する。

③ 学習が遅れがちな子供やさらに学びを深めたい子供を対象とした学習支援

- 経済的な理由や家庭の事情により、家庭での学習が困難で、学習習慣が十分に身につけていない中学生等に対して、大学生や元教員など地域住民の協力による、原則無料の学習支援（地域未来塾）を拡充するとともに、高校卒業や大学等への進学を後押しするため、高校生等を対象とした学習支援（高校生未来塾（仮称））を新たに実施する。
- 「官民協働学習支援プラットフォーム（仮称）」を構築し、上記の取組を含め、地域での子供の学習活動への積極的な I C T 活用を支援する。

(K P I)

- ・ 可能な限り早期に「地域未来塾」を 5,000 中学校区で実施するとともに、平成 28 年度から新たに高校生対象の未来塾を実施する。
- ・ 平成 28 年度に、I C T を活用した「官民協働学習支援プラットフォーム（仮称）」を構築し、当該プラットフォームによる取組を開始する。

④ひとり親家庭の生活・学習支援の実施（親の学び直し支援）

ひとり親家庭の親の学び直しを支援するため、ひとり親家庭の親に対する家計管理等の講習会等の開催や、高等学校卒業程度認定試験を目指す親への学習支援を行う。

(K P I)

- ・ 平成 31 年度までに、家計管理等の講習会等の参加者数を年間延べ 2 万人とする。
- ・ 平成 31 年度までに、高等学校卒業程度認定試験合格支援事業の利用者数を年間 5 千人とする。(平成 27 年度より新規開始事業のため、実績なし)

⑤生活保護受給世帯の子どもの学習塾等費用の収入認定除外(平成 27 年 10 月施行予定)

生活保護世帯の高校生の奨学金、アルバイト収入を学習塾等の費用に充てる場合には収入認定から除外する。

また、子どもの学習支援は早期からの支援が重要であると考えられるため、生活保護受給世帯の小学生・中学生についても、同様の取扱いとする。

⑥幼児期から高等教育段階まで切れ目のない教育費負担の軽減

ひとり親家庭や多子世帯にとって、子供の教育費が家計への大きな負担となっていることから、教育費負担の軽減に関し、幼児教育の段階的無償化に向けた取組の推進、フリースクール等で学ぶ子供への支援、高校生等奨学給付金事業の充実、大学等奨学金事業（無利子奨学金事業）や大学等の授業料減免の充実等により、教育費負担軽減を通じ、ひとり親家庭をはじめとした低所得世帯や多子世帯への支援の更なる充実に図る。

(K P I)

- ・ 理想の子供数を持たない理由として「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」を挙げる人の割合（60.4%（平成 22 年）、理想の子供数が 3 人以上の方の場合は 71.1%）を低下させる。
- ・ 子育てにかかる経済的な負担として大きいと思われるものとして「保育所・幼稚園・認定こども園にかかる費用」を挙げる人の割合（39.1%（平成 24 年度））を低下させる。
- ・ 高校生等奨学給付金事業について、高校生等における経済的理由による中途退学者数を減少させる。
- ・ 大学等奨学金事業（無利子奨学金事業）について、日本学生支援機構の奨学金の貸与基準を満たす希望者のうち、奨学金の貸与を認められた者の割合を上げる。

⑦学校をプラットフォームとした子供やその家庭が抱える問題への対応

スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーの配置拡充、地域人材の活用や学校・福祉との連携によるアウトリーチ型家庭教育支援の実施等により、全ての子供が集う場である学校をプラットフォームとして、子供やその家庭が抱える問題への早期対応を図る。

(K P I)

- ・ 平成 31 年度までに、スクールソーシャルワーカーを全ての中学校区（約 1 万人（予算ベース））に配置する。
- ・ 平成 31 年度までに、スクールカウンセラーを全公立小中学校（27,500 校）に配置する。

- ・ 平成 31 年を目処に、アウトリーチ型支援を行う家庭教育支援チーム数等（283 チーム）を増加させる。

⑧教育環境等の整備

青少年の「自立する」力応援プロジェクトの実施、学校給食実施率の向上等に向けた取組により、ひとり親や多子世帯など、子供たちが置かれている状況にかかわらず、子供たちに必要な学習環境や生活環境の整備を図る。また、教員定数の措置や補習等のための高等学校への指導員の派遣、多様な学習を支援する高等学校の支援等を図る。

（K P I）

- ・ 青少年の「自立する」力応援プロジェクトについて、アンケート調査による参加者の満足度等を 9 割以上のプラス評価とする。
- ・ 平成 31 年度までに、中学校給食の実施率を 90%（学校数）、85%（生徒数）以上とする。

（４）仕事を応援

- ひとり親家庭の親の就業率は高いが、就業しても収入は低い傾向にあるため、パートや派遣などの非正規雇用から、収入の高い安定した仕事につなげる支援が必要である。
- 安定した就労につながるよう、資格取得が必要である。

【施策の方向性】

①就職に有利な資格の取得支援

就職に有利な資格の取得を促進するため、高等職業訓練促進給付金及び自立支援教育訓練給付金の機能の充実について検討する。

（K P I）

- ・ 高等職業訓練促進給付金を受給して資格を取得した者に占める就業者の割合を毎年度 90%以上とする。（平成 25 年度 90.5%）

②寄り添い型支援の実施

多様な悩みを抱え、一人では就職活動を効果的に行えない児童扶養手当受給者を対象に、生活支援、就業支援等のメニューを組み合わせたプログラムを策定し、就業による自立を支援するとともに、プログラム策定後のアフターケアを強化する。

（K P I）

- ・ 平成 31 年度までに、母子父子自立支援プログラムの策定件数を年間 1 万件とする。（平成 25 年度 7175 件）。

③ひとり親家庭の親の就労支援（ハローワークのひとり親全力サポートキャンペーン）

ひとり親家庭の親の就労支援を強化するため、自治体とハローワークの連携による取組やマザーズハローワークの取組を強化するとともに、ひとり親家庭の親を雇用する場合の助成金の活用・拡充を行う。

(K P I)

- ・ ハローワークによるひとり親家庭の親の正社員就職者数を前年度以上とする。(平成 26 年度 38774 件)

④ひとり親家庭の親が利用しやすい職業能力開発施策の推進

ひとり親家庭の親に対し、育児等に配慮した職業訓練を実施するため、求職者支援制度における短時間訓練コースや託児サービス付き訓練の新設や、より就職に繋がるよう基礎的な訓練受講後に資格取得を含めた実践的な訓練（公共職業訓練を含む。）にステップアップする仕組みを新設するとともに、公共職業訓練で実施している短時間訓練コースや託児サービス付き訓練の拡充を行う。

職業訓練における E ラーニング等の活用を促進するとともに、ひとり親家庭の親のジョブ・カードを活用した支援等を強化する。

(K P I)

- ・ 求職者支援訓練（短時間訓練及び託児サービス付き訓練）受講者の雇用保険適用就職率を、基礎コース 55%、実践コース 60%以上とする。

(5) 住まいを応援

- ひとり親家庭が持ち家を有する割合は一般家庭に比べて低く、生活の安定のためには住居の確保を支援することが必要である。
- 住宅に困窮している低所得の子育て世帯等の居住の安定確保を図り、子育てしやすい居住環境を形成する必要がある。

【施策の方向性】

①公的賃貸住宅や民間賃貸住宅における子育て世帯の居住の安定の確保

ひとり親家庭・多子世帯等の自立を支援するため、公的賃貸住宅団地における子育て支援施設等の併設による福祉拠点化を推進するとともに、居住支援協議会等との連携の下での空き家等のリフォームやコンバージョンへの支援等により、公的賃貸住宅や民間賃貸住宅の活用を進め、ひとり親家庭・多子世帯等の居住の安定を図る。

(K P I)

- ・ 平成 32 年度までに、大都市圏のおおむね 1,000 戸以上の UR 団地約 200 団地のうち、100 団地程度で医療福祉拠点を形成する。
- ・ 平成 32 年度までに、高齢者施設、障害者施設、子育て支援施設等を併設する公的賃貸住宅団地（100 戸以上）の割合を 25%とする。(平成 25 年度 19%)

②ひとり親家庭向け賃貸住宅としての空き家の活用の促進

ひとり親家庭の住居の確保を支援するため、民間賃貸事業者の団体と連携して、子育て環境の整ったひとり親家庭向け賃貸住宅としての空き家の活用を促す。

(K P I)

- ・ 平成 28 年度中に、すべての都道府県に対し、ひとり親家庭向け賃貸住宅の情報提供を行う。

③新たな生活場所を求めるひとり親家庭等に対する情報提供

ひとり親家庭が家庭や仕事上の理由により転居することを希望する場合に、新たな居住地の候補となる地域の情報を入手しやすくするため、各自治体におけるひとり親支援、Iターン・Uターン支援等の取組について情報提供を行う。

(K P I)

- ・ 平成 28 年度中に、ひとり親家庭に対する情報提供を開始する。

④生活困窮者に対する住居確保給付金の支給

離職等により経済的に困窮し、住居を失った又はそのおそれある者に対して有期で家賃相当額を支給することにより、住居の確保と就労機会の確保に向けた支援を行う。

(K P I)

- ・ 平成 31 年度までに、住居確保給付金の受給者の常用就職率（利用者が受給中に常用就職する割合）を 70%とする。

(6) 社会全体で応援

- 子供の未来が貧困の連鎖によって閉ざされることがないように、ひとり親家庭の子供も含め、全ての子供達が夢と希望を持って成長していける社会の実現を目指す。

【施策の方向性】

①子供の未来応援国民運動の推進

「子供の未来応援国民運動」の推進のため、支援情報の一元的な集約・提供（各種支援情報の総合的なポータルサイトの整備）、支援活動と支援ニーズのマッチング事業、地域における交流・連携事業の展開、民間資金を核とする基金創設、国民運動の推進主体となる事務局の設置等の取組を行う。

（草の根で支援を行っているNPO等に対して支援を行うに当たっては、民間資金による基金事業とともに、国としても、地方公共団体の取組等への支援を検討）

(K P I)

- ・ 平成 28 年度中に、全市町村の支援情報をポータルサイトで提供する。